

Ⅲ. 自動車の安全確保と環境保全に関する情報

1. 安全確保に関する情報

(1) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

国自安第126号
令和3年12月8日

一般社団法人 公営交通事業協会会長 殿
公益社団法人 日本バス協会会長 殿
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿
公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人 日本陸送協会会長 殿
一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿
一般社団法人 全国レンタカー協会会長 殿
日本バスターミナル協会会長 殿
一般社団法人 日本観光自動車道協会 殿

国土交通省自動車局長

降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。

このような状況を踏まえ、今般、中央防災会議会長（内閣総理大臣）より、「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和3年11月26日付 中防災第39号）が発出されました。

これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、次の事項について貴会傘下会員に対し周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願いいたします。

なお、冬用タイヤ未装着等により立ち往生した運送事業者については、監査をしたうえで安全管理義務違反として行政処分を行うこととしていることを申し添えます。

また、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、感染症対策に係るガイドラインを策定されている団体におかれましては、改めて貴会傘下会員に対し、ガイドラインを遵守して事業活動に取り組んでいただくよう、周知方お願いいたします。

【バス、タクシー、トラック等共通】

- (1) 気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
 - ① 災害発生時の社内における連絡体制を改めて確認すること。
 - ② 気象予報や路面の状況、降雪状況等を勘案しつつ、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着を徹底すること。
 - ③ 冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことを日常点検と合わせて点検すること。
 - ④ 雪道を走行する可能性がある場合においては、運行にあたって、②の点検等の滑り止めの措置を講じていることを確認すること。
 - ⑤ 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
 - ⑥ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
 - ⑦ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、バスの運休、タクシーの配車の休止、宅配便の集配荷の休止など、サービスの停止に係る情報については、ホームページ等を通じて利用者に分かりやすく情報提供すること。
 - ⑧ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。
- (2) スタッドレスタイヤへ交換する等タイヤ交換時に、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理、交換作業後の増し締め等を実行すること。

【バス】

- (1) 乗務員に対して、高齢者、障害者等要配慮者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等要配慮者の車内での転倒事故防止に努めること。
- (2) 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。

【レンタカー】

降積雪期における道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保等の留意事項について、利用者に対し周知するよう努めること。

【バスターミナル】

- (1) 気象情報（大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む）や施設内における降雪状況を適時に把握し、施設内の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (2) 除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制について再確認の徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。

【自動車道】

- (1) 気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適時に把握し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (2) 各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- (3) 雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに通行規制の措置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 降雪や雪崩等により道路の交通障害や災害が発生した場合は、関係機関等との連携を図り、迅速な復旧を図るよう対応すること。また、特に豪雪時においては、関係機関が連携して情報共有を図る情報連絡本部を設置するなど、安定した道路交通の確保に向けた、より緊密な連携体制を確保するとともに、道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。

国土交通省
運送事業者及び使用者の皆様へ

雪道での立ち往生に注意！

-大型車の冬用タイヤとチェーンについて-



- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。
- 積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤを装着するとともに、チェーンの携行・早めの装着を心掛けてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象となります。

冬用タイヤの選び方

- オールシーズンスタイヤは、ちたつく程度の降雪で路面と一部接触可能な積雪状況を想定したタイヤです。
- 路面を覆うほどの過酷な積雪路・凍結路においては、スタッドレス表記(国内表記)又はスノーフレックマーク(国際表記)が表示されている冬用タイヤを全車輪に装着してください。



スノーフレックマーク
タイヤの側面に表示されています。



スタッドレス表記の例

冬用タイヤの使用限度

- 溝深さが50%以上残っていることを「ブラットホーム」で確認しましょう。(一部海外メーカー品は除く)



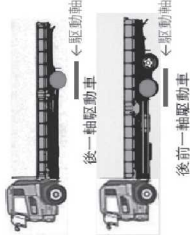
ブラットホーム

残り溝深さが「ブラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

立ち往生が発生しやすい車両

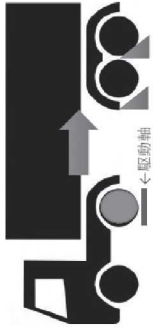
- 以下の特徴を持つ車両は、積雪路等において特に立ち往生が発生しやすい傾向にあるので注意が必要です。

一軸駆動車



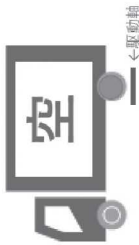
二軸駆動車に比べて駆動軸が空転しやすい。

連結車



トレーラー付近の積雪により走行抵抗が増大。

空荷状態



駆動軸に十分な荷重がかからず、発進性能が低下。

年式の古い車両



トラクションコントロール※等の機能が搭載されていない。

※発進時等に駆動輪の回転を制御し空転を低減する装置

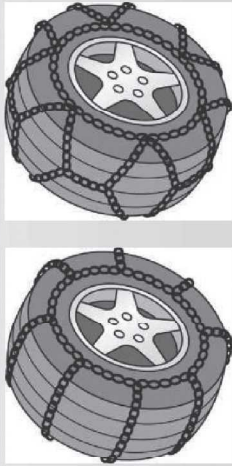


「自動車を安全に使うためには」→
自動車を安全に使うための注意点を発信しています。



チェーンの効果

- チェーンを駆動輪に装着すると、冬用タイヤより積雪・凍結路での発進・登坂性能が向上します。
- チェーンのサイズや締め方が不適切な場合、タイヤとの間で滑りが生じ効果が得られません。



大型車用金属チェーン

チェーンの携行・装着

- 大雪警報が発表されるなど相当量の積雪が見込まれる場合等にはチェーンを携行してください。
- 降雪時には、立ち往生する前に早めのチェーン装着を心掛けますよう。立ち往生した後の装着は極めて困難です。

性能限界

- 冬用タイヤ及びチェーンのいずれも性能限界があり、万能ではありません。例えば、車両のバンパーに接触するような新雪の深い積雪路では走行困難です。
- 運行前に道路・気象情報を確認し、運行の可否や経路を検討してください。

(2) 冬用タイヤ交換時期に向けて

ホイールナットの確実な締め付け等の徹底を呼びかけました

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

関東運輸局プレスリリース

令和3年11月15日
関東運輸局

冬用タイヤ交換時期に向けて、 ホイールナットの確実な締め付け等の徹底を呼びかけました ～群馬県沼田市の街頭検査にあわせて大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施～

関東運輸局では、大型車の車輪脱落事故防止対策として、関係団体と協力し、群馬県沼田市内での街頭検査の機会を捉えて、大型車の使用者に確実なタイヤ交換作業の徹底を呼びかけました。

※大型車とは車両総重量8トン以上のトラック及び乗車定員30人以上のバスをいいます。

- 令和3年11月12日(金)に、群馬県沼田市内での街頭検査の機会を捉えて、
 - 大型車のホイールナットの締め付け状態をトルクレンチを使用して確認
 - ホイールナットの緩み点検のためのホイールナットマーカ―(連結式ナット回転指示インジケーター)を配布
 - 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシを配布
- し、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施等を呼びかけました。
- 引き続き、各種会議や研修、イベント等のあらゆる機会を捉え、関係団体と協力し、ポスター、チラシ、車輪脱落事故防止の啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対して周知啓発活動を実施して参ります。

大型車の車輪脱落事故防止に関するチラシなどは、関東運輸局ホームページからPDF形式でダウンロードできますので、ご活用ください。

(https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/oogatajikobousi.html)



【問い合わせ先】

関東運輸局自動車技術安全部整備課 木島・母ヶ野
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙



ホイールナットの締め付け状態の確認



ホイールナットマーカ―及び啓発用チラシを配布し呼びかけ

(3) タカタ製エアバッグに関する車検停止措置の対象車両の追加について

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和3年11月29日
自動車局
審査・リコール課
整備課

タカタ製エアバッグに関する車検停止措置の対象車両の追加について

国土交通省では、タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、新たに届出があったリコールの対象車両についても車検停止措置の対象として追加します。

1. 背景

タカタ製エアバッグについては、異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降、総台数2,112万台（令和3年5月末時点）のリコールを実施しています。

これらのリコール対象車のうち、特に異常破裂する危険性の高い車両（※）であって、届出から2年以上未改修のものを対象に、平成30年5月1日より車検停止措置を講じているところです。

※①エアバッグの製造管理が不適切であったもの又は②国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプであって生産から9年以上経過したものを搭載した車両

当該措置に関しては、生産から9年以上経過したものを順次対象に追加する必要があり、令和2年1月に追加をしたところですが、その後、新たに上記措置の対象となるリコールが届出られたことから、当該リコールの対象車についても同様の措置を講ずる必要があります。

2. 措置の概要

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第27号）について、以下の2件のリコールを車検停止措置対象として追加する改正を行います。

リコール届出番号	車検停止措置の開始日	改善措置未実施台数 (令和3年9月末時点)
4640	令和4年5月1日	1,412台
外-3271	令和6年5月1日	391台

なお、お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかは、各自動車メーカーのウェブサイト又は各自動車メーカー窓口（別紙3）で確認できます。確認にあたっては、「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 倉持、赤松、長岡
代表:03-5253-8111（内線:42363）、直通:03-5253-8596
FAX:03-5253-1640

自動車メーカー問い合わせ先

自動車メーカー名(五十音順)	お問い合わせ先 ※1	ウェブサイトURL ※2
アウディジャパン株式会社	0120-598-119	https://www.audi.co.jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
FCAジャパン株式会社	0120-712-812	http://fcagroupprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php
株式会社 SUBARU	0120-052-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 【ジャガー】	0120-92-2772	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html
【ランドローバー】	0120-92-2992	https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
Tesla Motors Japan 合同会社	0120-975-214	https://www.tesla.com/jp/support/annual-and-recall-service
トヨタ自動車株式会社【トヨタ】	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
【LEXUS】	0800-500-5577	http://lexus.jp/recall/
ニコル・レーシング・ジャパン合同会社	0120-699-250	http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-954-018	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
日野自動車株式会社	0120-106-558	http://www.hino.co.jp/i/service/recall/index.php
フェラーリ・ジャパン株式会社	0120-688-801	https://auto.ferrari.com/ja_JP/owners/car-part-services/
フォードモーターカンパニー / PCI 株式会社	0120-125-175	http://www.ford-service.co.jp/
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	0120-509-300	http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	0120-55-4106	http://www.citroen.jp/services/recall/
本田技研工業株式会社 HONDA OF AMERICA MFG.,INC. HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD. HONDA CANADA INC.	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp
マツダ株式会社	0120-386-919	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/

自動車メーカー問い合わせ先

三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html
UDトラック株式会社	0120-67-2301	https://recallsearch.udtrucks.com/

網掛けは、車検で通さない措置の対象となる自動車メーカーになります。

※1 お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、検索システムを活用してご確認頂くか、各自動車メーカー窓口までご相談ください。

※2 各自動車メーカーのウェブサイト又は検索システムでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できます。「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

2. その他の安全・環境に関する情報

(1) 先進安全自動車 (ASV) について

1. 先進安全自動車 (ASV) とは？

「先進安全自動車 (ASV)」は、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車です。



2. ASVの基本理論

①ドライバー支援の原則

ASV技術はドライバーの意志を尊重し、ドライバーの安全運転を支援するものです。あくまでもドライバーが主体的に、責任を持って運転する、という前提にたっています。

②ドライバー受容性の確保

ASV技術はドライバーが使いやすく、安心して使えるような配慮をします。つまり、ヒューマン・インターフェースの設計が適切に行われていることをいいます。

③社会受容性の確保

ASV技術を搭載した自動車は、他の自動車や歩行者などと一緒に走行するので、社会から正しく理解され、受け入れられるよう配慮します。

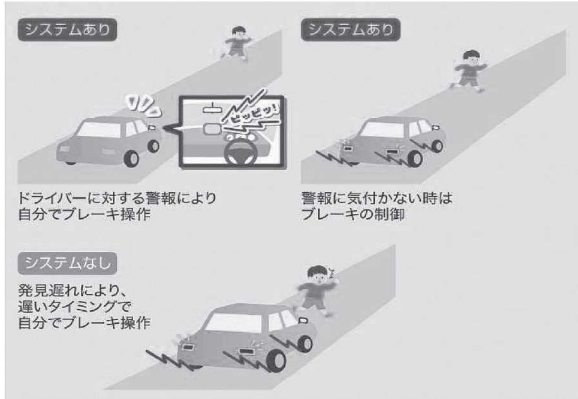
④運転支援の考え方



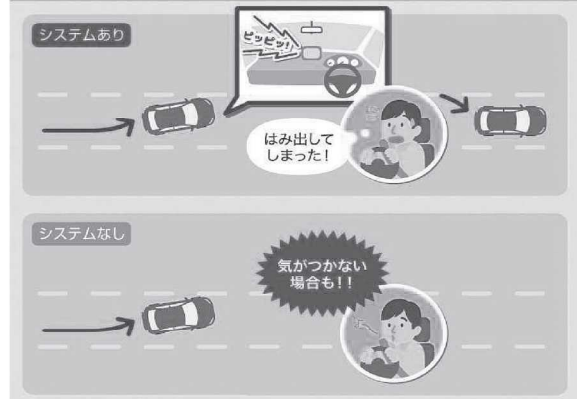
3. 実用化されたASV技術

現在、多くのASV技術が実用化されています。

前方障害物衝突被害軽減ブレーキ



車線逸脱警報装置 (LDW)



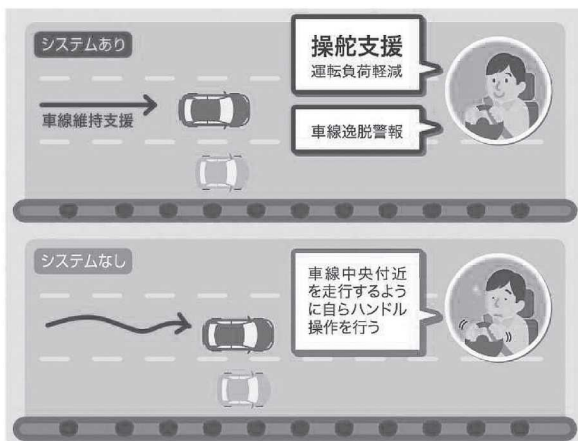
ペダル踏み間違い時加速抑制装置



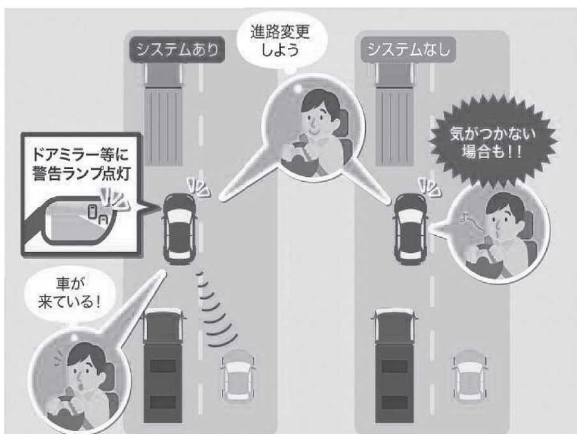
後退時後方視界情報提供装置 (バックカメラ)



レーンキープアシスト



後側方接近車両注意喚起装置



(2) メールマガジン「事業用自動車安全通信」について

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

「事業用自動車安全通信」

よくある質問 (FAQ)

1. メールマガジン「事業用自動車安全通信」について

Q メールマガジンの配信を希望する場合は、どうすればよいですか？

A メールマガジンの配信を希望される方は、以下のアドレスから登録してください。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

Q 過去に配信されたメールマガジンを閲覧する場合は、どうすればよいですか？

A 過去に配信されたメールマガジンを閲覧する場合は、以下のアドレスで閲覧することができます。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/backnumber.html>)

Q 配信先を変更する場合は、どうすればよいですか？

A 配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

Q メールマガジンの配信登録を解除する場合は、どうすればよいですか？

A メールマガジンの配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

2. メールマガジン「事業用自動車安全通信」の配信内容について

Q メールマガジンで配信される各パブリックコメントの募集については、
<jiko-antai@mlit.go.jp>のアドレスから意見を提出すればよいですか？

A パブリックコメントの募集に対するご意見は、各パブリックコメントに記載している意見提出方法等に沿って提出してください。



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/mailmagazine.html>

(3) 自動車のリコール制度

リコールとは、設計・製造上の問題により安全確保のため自動車メーカー等が国土交通省に届け出て、不具合車両による事故の未然防止、故障の回避、自動車の改修・修理を行うものです。この他にも改善対策、サービスキャンペーンといった改善措置があります。

※ リコール・改善対策の際には、安全確保の観点などから修理を必ず受けるようにしましょう。なお、道路運送車両法では、自動車ユーザーにもご自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務があります。この点からも、修理を受ける必要があります。

国土交通省では、自動車不具合情報ホットラインを通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。国土交通省では寄せられた不具合情報を分析し、次のように役立てております。

- 自動車メーカー等の不具合情報処理状況の確認
- リコール隠し等の不正行為の防止

皆様のお車に不具合が発生した際には、どうぞ情報をお寄せいただけますよう、よろしくお願いいたします。



クルマの不具合情報をお寄せ下さい
自動車不具合情報
ホットライン

皆様の声は、メーカーがきちんとリコールしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用します。

入力フォーム 【自動車本体と特定後付装置(タイヤ・チャイルドシート)について入力いただけます】

自動車本体
こちらをクリック

タイヤ・チャイルドシート
こちらをクリック

フリーダイヤル **0120-744-960**
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

自動音声受付 **03-3580-4434**
(年中無休・24時間)

【ご注意】商品性や金額に関わる問い合わせは受付対象外です。詳しくはよくあるお問い合わせをご覧ください。

自動車のリコール・不具合情報

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>



自動車のリコール・不具合情報の他、自動車を安全に使用するための「日頃のメンテナンス」「装置・部品の取扱い」「自動車の正しい使い方」などの情報が掲載されています。

(4) トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました

令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



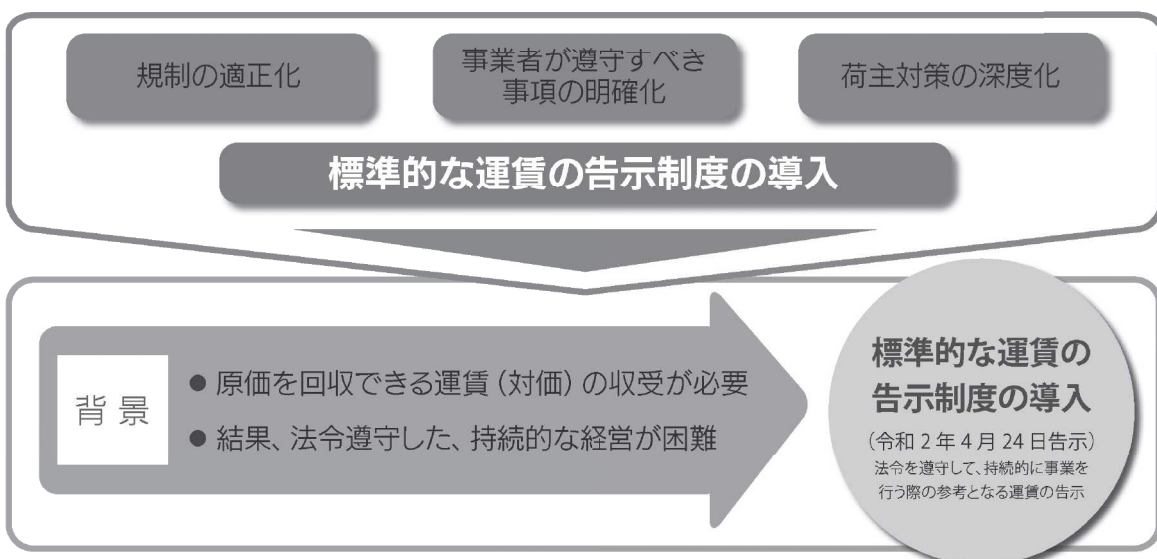
トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



平成30年12月

「貨物自動車運送事業法」が改正されました

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間（960時間）が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、その担い手である運転者を確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、以下の措置が講じられました。



国土交通省が告示した

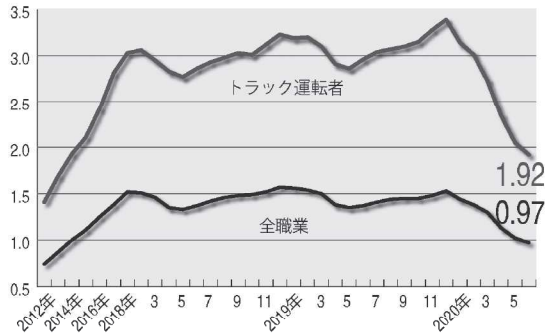
標準的な運賃は次のように設計されています。

運賃表の種類	距離制運賃	時間制運賃		
地域	地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位			
車型	バン型の車両で設定			
車種	 小型車 (2t クラス)	 中型車 (4t クラス)	 大型車 (10t クラス)	 トレーラー (20t クラス)
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定			
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算			

データで見るトラック運転者

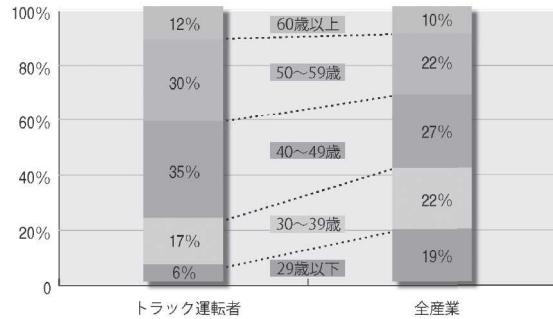
トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約 2.0 倍高い



トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



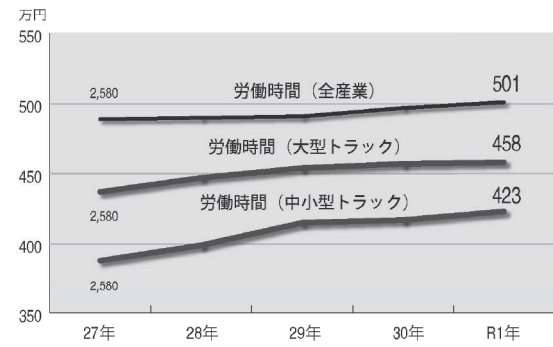
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約 2 割長い



他産業と比べ低い賃金

年間賃金 全産業平均より約 1 割～2 割低い



(出所) 「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「労働力調査」(総務省)

「標準的な運賃」

料金や実費

料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については**標準的な運賃には含まれていない**ため、別途收受することとされています。

運賃(運送の役務の対価)

+

料金(積込・取卸料、附帯業務料)
実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)

運賃、料金の適用ルール

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「**運賃料金適用方**」として定めます。

- 割増** 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大型品、悪路、冬期、地区割増
- 割引** 長期契約、往復割引
- その他** 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

I 距離制運賃表

関東運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		15,790	18,060	22,540	27,940
20km		17,600	20,160	25,330	31,550
30km		19,410	22,270	28,120	35,160
40km		21,220	24,370	30,920	38,770
50km		23,040	26,480	33,710	42,380
60km		24,850	28,580	36,500	45,990
70km		26,660	30,690	39,290	49,600
80km		28,470	32,790	42,090	53,200
90km		30,280	34,890	44,880	56,810
100km		32,090	37,000	47,670	60,420
110km		33,910	39,090	50,390	63,930
120km		35,730	41,170	53,110	67,430
130km		37,550	43,260	55,830	70,940
140km		39,360	45,340	58,550	74,440
150km		41,180	47,430	61,270	77,950
160km		43,000	49,510	64,000	81,450
170km		44,820	51,600	66,720	84,960
180km		46,630	53,690	69,440	88,460
190km		48,450	55,770	72,160	91,970
200km		50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額		3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		9,070	10,360	13,430	17,280

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別	車種別	局 別				
		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
基礎額	8時間制 基礎走行キロ小型車 は100km小型車以外 のもの130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
		東北	29,970	36,050	47,170	59,670
		関東	39,060	45,790	57,900	72,440
		北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
		中部	35,710	42,130	53,700	67,370
		近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
		中国	32,420	38,640	49,950	62,950
		四国	30,700	36,800	47,960	60,590
		九州	30,890	36,980	48,060	60,680
	沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880	
	4時間制 基礎走行キロ小型車 は50km小型車以外 のもの60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
		東北	17,980	21,630	28,300	35,800
		関東	23,440	27,470	34,740	43,460
		北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
		中部	21,430	25,280	32,220	40,420
		近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
		中国	19,450	23,180	29,970	37,770
四国		18,420	22,080	28,780	36,350	
九州		18,530	22,190	28,840	36,410	
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130		

(単位:円)

種 別	車種別 局 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
		基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340
東北	280		340	510	710
関東	280		340	510	720
北陸信越	280		340	510	710
中部	280		340	510	710
近畿	280		340	510	710
中国	280		340	510	710
四国	280		340	510	710
九州	280		340	510	710
沖縄	280		340	510	710
基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
	東北	2,720	2,850	3,050	3,600
	関東	3,820	4,000	4,280	5,060
	北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
	中部	3,430	3,590	3,850	4,550
	近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
	中国	3,020	3,160	3,390	4,000
	四国	2,810	2,940	3,150	3,730
	九州	2,840	2,980	3,190	3,770
	沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

Ⅲ 運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車……………	2割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る……………	2割
深夜・早朝割増	午後10時から午前5時までに運送した距離……………	2割

Ⅳ 待機時間料

時間	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額		1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

Ⅴ 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(5) 重量違反が道路を壊す

重量違反が道路を壊す。

規定の重量をオーバーした大型車が、道路を損傷させる原因の約9割。
軸重が基準の2倍オーバーで、橋梁には4000台分のダメージを与えます。

荷主の方も運送業者も、重量違反は止めましょう。

荷主の方へ

- 重量違反に関与した場合、荷主責任を追究。
- 関与が認められれば警告。主体的違反には、荷主勧告を発動。



運送業者の方へ

- 重量違反すると、運転者、運送業者とも罰則適用。
- 悪質な違反は、即時告発。

特殊車両通行許可が必要。

定められた重さ、長さ、高さ、幅をひとつでも超える車両は、許可申請をしてください。

令和4年4月から、新しい制度でも通行が可能になりました。

あらかじめ車両の登録をしておけば、貨物情報や発着地を入力するだけで即時に通行可能な経路が確認でき、通行が可能となります。

車両、積み荷または通行経路によって、新しい制度をご利用いただけない場合がありますので、詳しくはホームページをご確認ください。

まず保有車両を登録

利用時には走行車両の選択

積み荷情報の入力

発着地の入力

即時に通行可能な経路を回答
(ウェブ上に地図表示)

詳しくはこちら

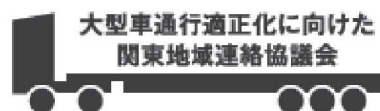


〈10月は大型車通行適正化推進月間〉

重量守り、道路を守ろう。



協賛 協賛会ホームページ



一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会 (千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社 (東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社 (順不同)